

平成 2 1 年 第 6 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成 2 1 第 6 回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成 2 1 年 6 月 9 日 (火) 午後 2 時

1. 場 所 箕面市役所 第 3 別館 会議室

1. 出席委員	委 員 長	小 川 修 一 君
	委 員 長 職 務 代 理 者	白 石 裕 君
	委 員	坂 口 一 美 君
	委 員	福 井 聖 子 君
	委 員 (教 育 長)	森 田 雅 彦 君

1. 付議案件説明者

教育次長兼子ども部長	中 井 勝 次 君
教育推進部長	森 井 國 央 君
生涯学習部長	浅 井 晃 夫 君
教育推進部次長 (教育政策・学校管理担当)	稲 野 公 一 君
兼教育政策課長 教育推進部次長 (教育指導・教職員担当)	若 狭 周 二 君
教育推進部次長(教育センター担当) 兼副理事(小中一貫教育担当)	樋 口 弘 造 君
子ども部副部長	藤 迫 稔 君
子ども家庭総合支援室長	谷 口 あや子 君
生涯学習部次長	黒 田 正 記 君
学校管理課長	岩 永 幸 博 君
学校教育課長	中 村 香 君
教職員課長	松 山 隆 志 君
人権教育課長	笹 川 実 千代 君
教育センター所長	松 山 尚 文 君
子ども政策課長	水 谷 晃 君
幼児育成課長	千 葉 亜 紀 子 君
子ども部専任参事 (幼稚園担当)	津 田 善 寿 君
子ども支援課長	水 野 賢 治 君
子ども家庭相談課長	前 田 佳 則 君
子ども部専任参事 (青少年育成担当)	高 橋 正 信 君
生涯学習課長	小 西 敏 広 君
生涯学習課参事	阿 部 一 郎 君
文化スポーツ課長	前 田 一 成 君
生涯学習部専任参事 (生涯学習センター・公民館担当)	大 浜 訓 子 君
生涯学習部参事 (生涯学習センター・公民館担当)	山 口 龍 萬 君
生涯学習部専任参事 (文化財保護担当)	河 原 弘 明 君
中央図書館長	江 口 寛 君

1. 出席事務局職員

教育政策課担当主査	高 橋 勝 代 君
教育政策課	森 貴 美 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市教育委員会活動評価委員委嘱の件
- 日程第 3 箕面市就学援助規則改正の件
- 日程第 4 箕面市就学援助費給付要綱改正の件
- 日程第 5 箕面市中学校夜間学級生徒就学援助費給付要綱制定の件
- 日程第 6 箕面市民族学校就学援助費給付要綱改正の件
- 日程第 7 箕面市特別支援(養護)教育就学奨励費給付要綱改正の件
- 日程第 8 箕面市認可外保育施設管理費及び保護者保育料に関する補助金交付要綱制定の件
- 日程第 9 箕面市社会教育委員解職及び委嘱の件
- 日程第 10 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例改正に係る意見提出の件
- 日程第 11 箕面市教育委員会所管に係る平成20年度箕面市一般会計補正予算(第7号)の件
- 日程第 12 箕面市教育委員会所管に係る平成21年度箕面市一般会計補正予算(第2号)の件
- 日程第 13 箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件
- 日程第 14 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 15 教育長報告

(午後2時開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成21年第6回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は5名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において坂口委員を指定します。

委員長（小川修一君）：次に日程第2、議案第27号「箕面市教育委員会活動評価委員委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）：本件は、昨年4月から施行された改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、実施が義務付けられた教育委員会活動の点検・評価をいただく評価委員について、昨年度は2名の委員を委嘱しましたが、今年度は1名を追加するため、提案するものです。

委員長（小川修一君）：私どもは前年度、島委員と岡委員のお二方を委嘱しました。この方々は2年間の任期ですので、今年度も引き続きお願いすることとなります。本年度はもうひとつ方加えて、3名の方をお願いすることとなります。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第27号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第3、議案第28号「箕面市就学援助規則改正の件」、日程第4、議案第29号「箕面市就学援助費給付要綱改正の件」、日程第5、議案第30号「箕面市中学校夜間学級生徒就学援助費給付要綱制定の件」、日程第6、議案第31号「箕面市民族学校就学援助費給付要綱改正の件」及び、日程第7、議案第32号「箕面市特別支援（養護）教育就学奨励費給付要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、一括審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校管理課長に求めます。

学校管理課長（岩永幸博君）：議案第28号及び議案第30号については、箕面市在住で大阪府内の中学校夜間学級に通学する生徒に対して就学援助する必要性が生じたこと、加えて、議案第28号については、学校保健法施行令が改正されたことにより関係規定を整備するため、本規則の一部改正、及び本要綱の制定を提案するものです。議案第29号についても、学校保健法施行令の改正に伴う関係規定の整備のため本要綱

の一部改正を提案するものです。議案第31号については、就学援助費の給付方法を改めるとともに、認定基準をより明確化するため、本要綱の一部改正を提案するものです。議案第32号については、養護学級の呼称変更に伴う本要綱の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：中学校夜間学級や民族学校に箕面市の方で在籍されている実績はあるのですか。

学校管理課長（岩永幸博君）：中学校夜間学級に在籍されている方は、豊中市立第四中学校に3名、大阪市立天満中学校に1名の合計4名おられます。ただし、就学援助の対象となる方はおられません。また、民族学校に在籍されている方はいません。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号及び議案第32号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第8、議案第33号「箕面市認可外保育施設管理費及び保護者保育料に関する補助金交付要綱制定の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼児育成課長に求めます。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）：本件は、保育所待機児童の解消を目的として、待機児童の受入れを行う市内認可外保育施設及び当該認可外保育施設入所児童の保護者に補助を行うため、本要綱の制定を提案するものです。なお、当該事業にかかる予算については、後の報告案件で報告いたしますが、平成21年第2回市議会定例会の補正予算として提案しているところです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（福井聖子君）：この事業について、すでに予算を提案されているということですが、何人ぐらいを見込んでいますか。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）：現在のところ、10名を見込んでおり、予算としては、10名の9か月分を想定しています。

委員（福井聖子君）：待機児対策はずっと取り組んでおられると思うのですが、箕面市内の乳幼児の育て方として、私はもう少し在宅で育

てるということ、育てやすさを考えていくことも一つの方法ではないかと思えます。よく保育施設が足りないので、施設をどうするかという議論が流れるのですが、そうではなく、在宅で落ち着いて子どもをしっかりと育てられるような在宅支援を充実させる方法もあるのではないかと。また、保育ママという制度について、国としては基準をゆるめてきているという話も聞きますので、これから箕面市として、母親の就労を支援するような形で進めていくのか、あるいは、在宅で育てる母親を支援するのか。もちろん、どちらがどっちということはないのですが、全体としてよりどちらにウエイトを置いた方がいいのか。また、子どもプランの中でこのあたりについては、どのように扱っているのか、教えてください。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）：在宅の支援については、かねてから地域での子育ての支援の必要性が市としても課題として認識しており、子育て支援センターやファミリーサポートなど、家庭で子育てをするに当たっての魅力付けというか、より子育てしやすい環境を作っていくのは大切なことだと考えている一方で、保育所については、経済的な事情、あるいは、仕事をされる意志がある方が申し込みされており、要保育率といいますが、保育所の申し込みをされている割合は年々増えている状況です。昨年度の年度当初は19パーセントの方が保育所に申し込みされていましたが、今年度については、21.6パーセントとなり、保育所を希望される方の割合は年々増えています。一方で、在宅での子育てしやすい環境としては整えながらも経済的な環境など、別の要因で保育所を申し込まれる方の割合は年々増加していくと思われるので、そのような意味でも保育のキャパということについては、整備が一定は必要だと考えているところです。保育ママについては、認可外保育施設、あるいは簡易保育所がそれに準じたような、家庭とは若干違いますが、小さい規模で子どもさんをお預かりする施設として市が補助させていただいていますので、それを継続していくことを想定しています。

委員（福井聖子君）：認可外保育施設と保育ママはほとんど同じであると考えていいのでしょうか。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）：国の保育ママについては、普通の家庭の中で、ほぼ1対1で子どもさんをお預かりする制度を想定していますが、現在のところ、箕面市はその制度そのものの導入は予定していませんが、ファミリーサポートがかなりそれに近い形かと思っています。一方で国が想定している保育ママのようなフルタイムでお預か

りすることはなかなか一般のご家庭では難しいところもあるかと思
いますのと、こちらから目が届きにくい面もあるかと思しますので、現
在のところはまだ想定していませんが、それに準じるようなものとし
て認可外保育施設を位置付けていきたいと思っています。

委員長（小川修一君）：市のスローガンとして「子育てしやすさ日本
一」とありますが、それに沿って言えば様々な方法があるかと思
います。福井委員が指摘された保育ママの問題、子どもプランや就労支
援など、すべてが一点集中の方向であろうかと思っているのですが、
これを委員会として担当できる部分がどこにあるかどのようなことが
できるかを認識することが、このスローガンを少しでも実現に近づけ
ることではないかと思えます。そのような意味では、我々委員と事務
局ともどもこの問題を前向きに考えていかなければならないかと思
います。

子ども政策課長（水谷晃君）：子どもプランについては、前年度にア
ンケート調査を行い、それに基づいて今年度策定作業を進めているの
ですが、在宅支援については、すべての子育て家庭に対する支援とし
て就学前児童をどう支援していくかであります。保育所、幼稚園、在
宅支援の中で児童数がどのように推移していくかを考えながら検討し、
今年度中にまとめていこうとしています。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第33号を採決
します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案
どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第9、報告第29号「箕面市社会教
育委員解職及び委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提
案理由を生涯学習部生涯学習課長に求めます。

生涯学習課長（小西敏広君）：本件は、箕面市社会教育委員の解職及
び委嘱について、社会教育法第15条第2項、箕面市社会教育委員に関
する条例第3条第1項及び箕面市社会教育委員会議規則第2条の規定
に基づき、行う必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を
招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきました
ので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び
箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に
より、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対
する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：社会教育委員は様々な分野で委嘱していると思うのですが、その概要をお願いします。

生涯学習課長（小西敏広君）：4号まで委員があり、1号委員として、学校教育関係者として小・中学校の校長会から選出していただいています。2号委員としては、文化・芸術関係や青少年関係、体育、図書館、地域コミュニティの関係団体などから選出していただいています。3号委員としては、家庭教育関係者として公募により1名、4号委員としては、学識経験者として公募委員の1名を含め、3名となっています。全員で10名となります。

委員長（小川修一君）：そうすると、今回の案件の方は、どの分野の方になりますか。

生涯学習課長（小西敏広君）：2号委員の中で、社会体育の関係者として出ていただいています。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、報告第29号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第10、報告第30号「教育長の給与及び勤務時間等に関する条例改正に係る意見提出の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）：本件は、来る6月30日に支給が予定されている一般職の職員や市長等の特別職の期末勤勉手当を0.2月分減額する特別措置を実施することに合わせ、教育長の期末手当も同様に減額するため、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例が準用する箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の作成に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、箕面市長から意見聴取があり、回答する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第30号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第11、報告第31号「箕面市教育委員会所管に係る平成20年度箕面市一般会計補正予算（第7号）の件」及び日程第12、報告第32号「箕面市教育委員会所管に係る平成21年度箕面市一般会計補正予算（第2号）の件」は、関連案件ですので、一括審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、一括審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）：報告第31号については、国庫補助金等の確定に伴い、箕面市教育委員会所管に係る平成20年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。また本件は、去る平成21年3月31日付けで、市長が専決処分されています。次に、報告第32号については、平成21年度当初予算編成以降に確定した国・府からの委託事業や事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る平成21年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第31号及び報告第32号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありますか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第13、報告第33号「箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）： 本件は、かねてから病気療養中の職員2名のうち、1名が去る6月1日付けをもって復職するとともに、もう1名は、主治医から、引き続き療養を要する旨の診断書が提出されたため、6月8日付けをもって、分限休職処分を発令する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありますか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第33号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありますか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第14、報告第34号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）： 本件は、去る5月12日に開催された平成21年第5回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、質問、意見はありますか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第34号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありますか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第15、「教育長報告」を議題とします。教育長に報告を求めます。

教育長（森田雅彦君）：（議案書115頁により報告）

新型インフルエンザ感染者の発生に伴う休業措置等について

保育所、幼稚園、小・中学校を8日間休業することとしましたが、これは、初めてのことでしたので、この間の対応の経過等について報告します。5月16日朝、神戸市の高校生が、渡航歴がない、人から人への感染として、国内感染が疑われるとの報告がありました。その後、情報収集に努めたところ、茨木市の私立高校で、その前の週にインフルエンザが大変流行し、150名ほどの生徒が休んでおり、学年閉鎖を行っているという情報もわかってきました。午後6時過ぎに大阪府で感染の疑いがあるとテレビで報告され、昼間にわかった茨木市の私立の高校に通う豊中市在住の高校生が感染の疑いがあるとわかりました。午後9時に豊中市が休校措置を決定しました。午後9時30分に市長、副市長と協議し、翌17日の午前9時30分から臨時校園所長会を開催する旨の連絡を行いました。17日の午前7時に大阪府教育委員会に確認したところ、前日感染が疑われていた豊中の高校生の感染が確定したという情報がありました。午前8時から教育委員会3部で協議し、また、医師会とも相談しました。午前8時30分から市危機管理対策本部会議が開催され、休校措置等が決定されました。子どもたちの健康を守ること、感染の拡大を防ぐためにこのような措置を執ることを決定しました。期間としては、17日から24日までの8日間としました。また、市主催行事、事業の中止、延期や市民活動の自粛等を決定しました。市立病院においては、発熱外来を開設しました。午前9時30分に校園所長会を開催し、8日間の休校措置の周知をしました。運動会や修学旅行、研修等の各種行事は延期すること、また、保護者への連絡は当日の午後、教職員による電話連絡を行うよう指示しました。午前10時30分には、府教委に休校措置を行うことを連絡しました。市内の私立学校等にも休校措置を要請しました。市内の塾などにも休講等を要請しました。休校期間中は、各学校で校区の見回り、市教委も東部地区と西部地区を、1日2回巡回指導を行いました。子どもたちの健康状況の把握については、高熱の出た幼児・児童・生徒の確認を、学校を通じて行いました。開校に向けては、21日から22日の午前中に、各学校が電話にてそれぞれの子どもたち

の健康状況の確認を行いました。22日午前10時に国の対応措置が発表されました。蔓延期に入ったとして、その対応について、公表されました。それを受けて、午前11時30分に市危機管理対策本部会議が開催され、25日から開校することを決定しました。25日から開校しますが、当分の間、子どもたちの健康状況についても十分観察する必要があること、市の主催行事は1週間程度自粛しますが、ケース・バイ・ケースで検討することが決定されました。午後1時30分から臨時の校園所長会を開催し、開校措置の指示、健康確認方法等を指示しました。今回の各学校や教育委員会での対応については、検証して、課題等については、次に生かしていきたいと思っています。なお、全体的に、学校や保護者、地域の方々の協力を受け、大きな混乱もなく休校、開校措置がとれたと思っています。

新型インフルエンザによる臨時休校期間中の授業時数の確保について

小・中学校においては、8月27日を始業式として3日間を繰り上げて、2学期を開始します。28日、31日は、子どもたちの健康状況、生活リズムもあると思いますので、午前中の授業とします。また、9月1日から給食を開始します。通常ですと、9月1日から7日までは短縮期間で午前中の授業でしたが、これを平常授業として、これで授業時数の確保にあたります。これについては、6月5日に校長会で指示しました。6月8日に全保護者にプリントでお知らせしました。

委員長（小川修一君）：ここまでの報告に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：大きな混乱を招くことはなかったとして、対応については間違っていなかったとの教育長の報告がありましたが、課題もないわけではないとのニュアンスもありましたが、どのような課題がありましたか。

教育長（森田雅彦君）：学校を休校する際、市内の私立などの小・中学校、高校、大学に感染の拡大を防ぐためには同じスタンスで歩いていくことが大事だと思うのですが、府立の高校や支援学校は、府の直轄であることから、こちらから要請をしましたが、なかなか判断に時間がかかり、校長先生も少し悩んでおられました。このことは、市長や私から、また担当次長からも府教委に連絡を入れました。本日、夕方に府教委から来庁されるので、その件について話をしたいと思っています。また、茨木市で私立の高校で感染者が発生したとして、休校の要請が茨木市、吹田市、豊中市の3市にとどまって、箕面市はそこから外されていたことについても、課題があったと思っています。

委員長（小川修一君）：各学校の連絡網はどうでしたか。

教育長（森田雅彦君）：連絡については、接触をすることを避け、担任の先生が電話連絡することとしました。また、19校のうち13校ではメールの一斉配信でも知らせました。あるいは、学校のホームページですぐに掲載して伝えました。ポスティングについても、途中から別途に連絡を取らなくてはならないことについて行いました。教育委員会からお願いしたのは、確実にできるだけ迅速に正確な情報を伝えてほしいと指示しました。また、最初は指導主事も担当校に応援に行きました。休校についての連絡が午後1時から4時の間で行われたと集約しています。

委員長（小川修一君）：従前ですと家庭連絡網を完備していましたが、最近はプライバシーの問題等もありますので、各学校で連絡網ができていくということもあって、学校の意志を各学校に伝える方法がどうなのかと懸念されたのですが、それに代わる方法が出てきており、今回は、それですまることがなかったということですね。これも一つの教訓となったことも今回の収穫の一つであったかと思えます。いずれにしる箕面市の中で大きな混乱を招くことはなかったということで、ひとまず安心しました。

委員（坂口一美君）：インフルエンザの感染拡大に対する対応については、箕面市は非常によかったのではないかと思います。一つお聞きしたいのは、今回事業の中止として、いろいろなものが中止されましたが、本市の修学旅行や校外学習等の中止がどれくらいあったのか。一部に中止や延期に伴っての交通費の違約金の問題が発生していると府内で聞きました。近畿の校長会等の専門部会などでJR各社や旅行会社が話し合いをして、官公庁の証明書があれば違約金がかからないという話もあるようですが、トラブルが府内で起きていることも聞きました。短期間の1週間のことでしたが、その間に修学旅行等が集中していましたので、本市としての状況をお聞きしたいのですが。

教育長（森田雅彦君）：5月中に修学旅行や宿泊行事があった学校は延期として対応してもらいました。違約金等を払った学校はありません。ただ、新幹線等の交通機関で、時期をずらしたことで少しお金が絡んでくる学校が一部あると聞いていますが、調整しています。

委員（坂口一美君）：保護者の中には修学旅行等は生涯の思い出になるので、是非とも中止ではなく延期してほしいということもありましたし、橋下知事や文部科学省からもそのような方向性で思い出づくりをしていただけるような状況を作っていただきたいと言っていました。

ので、よろしく申し上げます。

(引き続き、議案書 116 頁により報告)

教育長(森田雅彦君) :

近畿都市教育長協議会定期総会について

5月14日から15日に舞鶴市で開催されました。2日目の情報交換会で滋賀県米原市、この街は人口4万人ですが、認定子ども園に向けてのいろいろな取組が報告されました。特に保育所と幼稚園の指針を一本化したことと施設を一つに統合して対応しています。これは、私立も公立も含めて一つにしたということです。また、保育所と幼稚園それぞれの担当を兼務発令したということですが、市長部局と教育委員会事務局と分かれているので、なかなか難しいという報告がありました。また、和歌山県岩出市は中学生による防災育成講座の報告がありました。この街も人口5万2千人ですが、南海地震や東海地震についての対策がなされており、そのような大きな災害が起こったときに子どもたちを含めて、対応がきちんととれるようにと、防災教育について大変力を入れられているという報告がありました。また、兵庫県西脇市は、西脇工業で駅伝のまちとして有名ですが、まちぐるみで地域教育力向上プランとして、人権施策、人権教育に視点を当てて、町中で対応しているという報告でした。また、舞鶴市でも大変わかりやすい、グランドデザインとして施策を進めています。本市もいろいろな施策を進めていますが、ぱっと見てわかるようにそのようなものを作成する必要があるのではないかと。これは3部で調整しながらできるだけ早く作りたいと思っています。

第61回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会について

5月28日から29日に大津市で開催されました。インフルエンザの影響で600人参加されるところが、300人となりましたが、府内の教育長さんはほとんど出席されていました。その中で文部科学省から今回のインフルエンザの対応について、市町村で休校措置を指示したので、その対策等についてももう一度きちんと対応してほしいということであったり、あるいは、衆議院選挙を控えていますので、教職員の選挙運動への在り方についての周知をすること。あるいは、DVについての丁寧な対応について、人事権や学級編制権が今後、設置者の方にどんどん委譲されていくであろうという話や、免許更新制度が始まったので、その対応をお願いしたいというような内容でした。臨時市議会がありましたので、1日目のみの出席となりました。

平成21年度第2回箕面市議会定例会文教常任委員会について

議案書に記載してあるとおりです。彩都地区小中一貫校建設に関する請願については、種々論議がありました。新しいまちに新しい学校は必要だということで不採択となりました。債務負担行為については、委員会では承認され、23年4月の開校に向けて準備を進めていきたいと思えます。

委員長（小川修一君）：この件について、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、各委員から教育行政にかかることで何かありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案7件、報告6件はすべて議了しました。

委員長（小川修一君）：本日の意見交換は、先日、箕面市のこととして、カラスの問題とサルの問題がセットで報道されました。このサルの問題は頭の痛いところであり、いろいろと方策も探ってきたのですが、例えば、收容する檻を設けたり、捕獲したサルを研究所に委譲することも行ってきました。「箕面山に生息する野生のニホンザル」の問題については、民家にまで出没して食べ物をあさる状況であったり、かねてからよく見られるのですが、ドライブウェイ上に出没して車のボンネットの上に乗ったり、食べ物をねだったりすることが、しばしば起こっており、箕面山に住み着いている野生のニホンザルの保護管理に関して、なんとかしなくてはならないことも社会問題として取り上げられている次第です。このニホンザルの保護管理の現状について、簡潔にお願いします。

文化財保護担当専任参事（河原弘明君）：現在、箕面山に生息しているニホンザルは、4集団約600頭います。その中で、保護管理は、観光客等に対して「食べ物を見せない」「食べ物を与えない」「近寄らない」等を基本にチラシや注意放送、注意看板で啓発をしています。また、昭和29年頃にできた自然動物園の廃園、餌場の移動、猿害防止警備員の配置、捕獲、食餌木植栽事業の実施、職員による巡回警備等、猿害補償といった様々な対策を実施しています。平成14年度からは、国の補助金を受け、頭数抑制のためのバースコントロールの試行実施やラジオテレメトリーによる集団管理、生息地での植生調査、猿害防止のための調査等に取り組んできました。人間とサルとのトラブルは大幅に減少しましたが、頭数だけが増えている現状です。

委員長（小川修一君）：今600頭ほどが箕面の山に生息していますが、とてもでないが、管理が難しいところですが、手を打つとしては、どのようなことが考えられるかということなのですが。

文化財保護担当専任参事（河原弘明君）：平成18年6月に教育委員会から箕面山ニホンザル保護管理委員会あてに諮問し、同年12月に「箕面山に生息するニホンザル保護管理計画」を策定しました。その計画では、「箕面山に生息するニホンザルの適正頭数は、自然再生のもと人工給餌を止め自然の木の実を採食して生息しうる頭数を目標に保護管理を推し進めてほしい」という答申がありました。「当面は、主要集団200頭を大幅に超えない数、第2集団を含めた全体でも300頭を大幅に超えない頭数を目標」として保護管理を進めていきたいと思いません。また、自然に帰す取組をしていく中で、人間からの「餌やり行為への規制」が重要であるとも指摘されています。今後の対策の一つとしては、ドライブウェイ上での餌やり行為をなんとかなくすためには、条例等を作成し、規制していくべきではないかと考えているところです。

委員（白石裕君）：3年半前に、教育委員会委員に就任させていただいたときに、大きな課題の一つにサルの問題があると聞きました。本当に大変なのだと思っていて、しばらく収まっていてよかったと思っていたら、禁止条例を出さないとどうしようもない状況となっていて、また、問題が浮上してきたのだなと思ったのですが、この禁止条例の目的と制定する根拠について、何となくはわかるのですが、具体的に説明をお願いします。

文化財保護担当専任参事（河原弘明君）：箕面市サル餌やり禁止条例の目的は、箕面山に生息する野生のニホンザル本来の自然群の姿に戻すことが一つの目標です。それに伴って、野生喪失の主原因である人からの餌やりを禁止する、餌やりをなくすことが一番大事ではないかということ、今回の条例の目的と考えています。また、観光客等への「自然に帰す実験中であるのでエサを与えないください」とお願いを今までずっとしてきました。観光客等のモラルにゆだねてきましたが、なかなか減少することはなく、テレビでも放映されましたが、餌やりがなされているのが現状です。また、保護管理のための方策として、本年4月27日に開催された「箕面山ニホンザル保護管理委員会」でも、委員からの指摘があり「やはり観光客等からの餌やり規制は重要な課題で、観光客等から餌をもらったサルは給餌場にも入らず、高栄養、高カロリーを得ることからサルの生態系にかなり悪影響を及ぼしており、出産もかなり増えてきている。頭数抑制にもならない」と指摘されています。なる

べく保護管理のためにも条例を制定してはどうかといわれていることが、今回進めていくための要因となっています。

委員（白石裕君）： 条例の内容の主なところは、こういったことになりますか。

文化財保護担当専任参事（河原弘明君）： 今回の条例は、行政上の義務違反に対しての秩序罰を加えた条例を考えています。指導・勧告・命令・そして、悪質な場合は最終的に過料を適用する厳しい条例を制定しようと考えています。なお、過料は、地方自治法第255条の3の規定に基づき相手に弁明の機会を与えるとともに、約3千円以下の罰金を考えています。なお、箕面のサルは野生のサルです。箕面市内全域にどこでも出没しますので、箕面山だけで地域を限定すると問題が出てくるので、今回の適用区域は箕面市全域と考えています。また、目的と取組の理解を得るための周知期間を設けたいとして、9月議会の上程を考えており、平成22年4月1日から施行するといった内容を考えています。

委員（白石裕君）： 餌を与えることがだめなので、誰か見ている人がいて、違反しましたねということになりますが、しょっちゅうみているのが大変なのですが、具体的な罰則に値する行為の発見のプロセスはどのようなものですか。

文化財保護担当専任参事（河原弘明君）： まず、与えないようにと指導します。だいたいはそこでやめられますが、続ける場合は、勧告します。それでもだめであれば命令をします。命令の時に今、考えているのが、サッカーのイエローカードのようなもの、現認はできないが、これを渡すので、次にもし行ったら最終的に罰則を行いますとの段階を踏もうかと思っています。発見については、職員が絶えず巡回をしていますので、職員による発見となります。

生涯学習部次長（黒田正記君）： サルの保護管理を職員が行っているのですが、ラジオテレメトリーを付けてサルの場所がだいたい確定できるのです。そのような群管理を職員が行っていますが、ただ、サルは1カ所にとどまらず、細長くなったりします。その細長くなった外れのところで餌やりが行われることがあるので、職員が対応することになると考えています。

委員（福井聖子君）： 餌やり禁止条例の効果は、餌をやらないと山に帰るとか出産率が低下するだろうということが見込めると思うのですが、その効果の判定はいつ頃どうやって行われるのでしょうか。餌やり行為が減ったことで条例の効果があったとみるのか、サルの頭数が減ったときに条例の効果があるとみるのか、サルの出産をみるのか、

この条例の効果判定はいついかなる方法で行われるのですか。

文化財保護担当専任参事（河原弘明君）： ドライブウェイ上で餌を与えないと、おなかがすくので、餌場に入る確率が高くなると思います。高カロリーを与えないので、出産が自然の場合でしたら、2年に1回、3年に1回なのですが、スナック菓子など、いろいろなものを与えられたサルは体力もつくので、毎年出産という傾向が見られます。餌やりをやめて、サルがドライブウェイ上にいなくなって、餌場に行って初めて効果が現れるのではないかと。出ている以上は、まだまだカロリーが与えられるので、出産率も高くなる。その群れがすべて山奥の餌場について、ドライブウェイ上にサルが見えなくなったときに、効果が現れた時期だと考えています。

委員（福井聖子君）： それは、ラジオテレメトリーで確認していなくなったから大丈夫ということですか。

文化財保護担当専任参事（河原弘明君）： それもありますが、餌場に職員がおりますので、群れが入るところを確認していますので、餌を与えるときに職員がドライブウェイ上にいた集団が入ってきたことなどがわかります。

委員（坂口一美君）： 条例制定に向けて、市民からのパブリックコメントなどは実施するのですか。また、それを受けてからの今後のスケジュールについて。また、私も格闘していますが、カラスの対策とか悩ましい問題との関係についてお願いします。

文化財保護担当専任参事（河原弘明君）： パブリックコメントについては、現在告知をしています。6月10日から、この条例が市民の権利を制限し、又は義務を課する制度等の制定であることから、6月10日から30日までパブリックコメントを実施し、意見を募集します。それが終わって、8月中旬には、パブリックコメントの意見に対する回答を行い、条例の素案を決定し、9月議会に禁止条例を上程し、可決されますと、10月から放送や啓発看板の掲示、チラシ等の配布、もみじだよりやホームページでの周知、巡回時での呼びかけなどで周知し、平成22年4月1日を施行と考えています。また、カラス等の問題ですが、箕面山のニホンザルは、約50年間ほど、保護管理をしています。専門家の知見を得ながら、保護管理を進めており、観光客等から餌をもらったサルが給餌場に入らないという状況の中、生態系の保護のために今回の餌やり禁止条例を作ることで、カラスの場合は、市民の良好な生活環境を確保することを目的としていますので、野良猫などに勝手に餌をやった周辺住民に迷惑をかけることを禁止する条例とは、その目的が異なる

りますので、今回の餌やり禁止条例は、箕面山に生息するニホンザルに限定させていただきました。

委員長（小川修一君）：この問題は、なかなか悩ましいところであると思うのです。箕面は全国的に観光地として知れ渡っていますし、滝と紅葉とサルが3つの大きな観光資源というとらえ方もあると思いますし、動物愛護の観点も入ってこようかと思えます。しかし、猿害が出ていますので、何とかしなくてはいけないという担当の働きを提示していただいているので、その方法で猿害を取り除きたいという一つの方向性を示していると思います。それ以外の方法があれば、今までとっくに行っているということもあるかと思いますが、何か手を打たなければならない観点で、条例制定という方法を考えておられるということですね。この方向性で行ってみようという結論と考えて今回の意見交換は終えたいと思います。

委員長（小川修一君）：これをもちまして、平成21年第6回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後3時26分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

坂口 美